

平成29年度第3回  
野田市廃棄物減量等推進審議会  
会 議 次 第

《日 時》 平成29年10月30日（月）  
午後2時から  
《会 場》 市役所8階大会議室

1 開 会

2 環境部長挨拶

3 会長及び副会長の選出について

4 議 事

議案第1号 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の中間見直しについて

5 閉 会

【資 料】

資料1 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）55項目の事業施策一覧（見直し案）

議案第 1 号 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の中間見直しについて

1 一般廃棄物処理基本計画とは

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法に基づき策定されるものであり、その上位法である「環境基本法」や「循環型社会形成推進基本法」を始め、各種リサイクル法などと整合を図り、本市における一般廃棄物処理の方向性を示すものです。

また、本計画は、野田市総合計画及び野田市環境基本計画の下位計画として、本市における今後の廃棄物行政を推進するための行政計画としての性格を有します。循環型社会形成に向けた法体系及び本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを図 1 に示します。

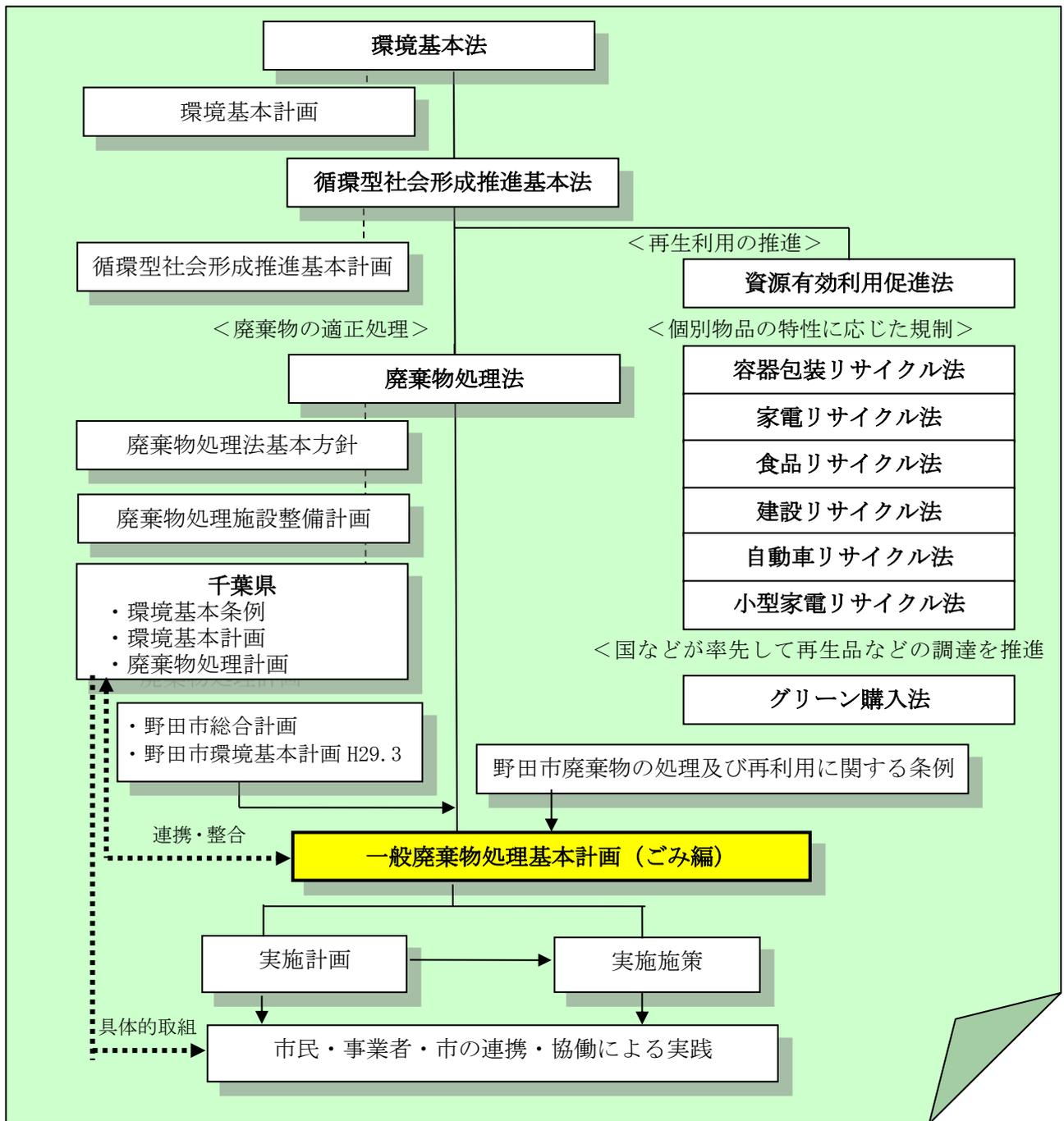


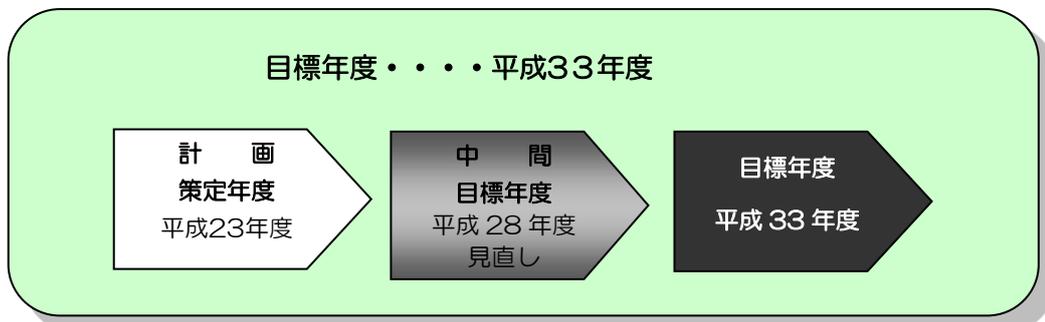
図 1 本計画と他の法令・計画との関係

## 2 現一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の概要

現在の一般廃棄物処理基本計画の概要を以下に示します。

### (1) 計画期間

計画期間は、平成 24 年度を初年度とし、10 年後の平成 33 年度を目標年度とします。



### (2) 減量目標

減量目標値は、家庭系と事業系について個々に目標値を定めることとします。数値としては、人口変動に影響を受けない1人1日当たりの排出量を基準値としました。本市では、現在、新清掃工場の建設を計画しており、「安全・安心」な施設建設はもちろんです。可能な限りの減量化施策の実施により、処理量の削減による施設規模の縮小を進めることとします。市民、事業者、行政が協働して実効性の高い施策に取り組むことによって、具体的な数値目標として、目標年度である平成 33 年度には基準年度である平成 22 年度に対して1人1日当たりの排出量の30%削減を目指します。

#### 本市における将来ごみ排出量の目標

| 区 分                | 家庭系ごみ1人1日平均排出量<br>(家庭系ごみ排出量)   |                               | 事業系ごみ1人1日平均排出量<br>(事業系ごみ排出量)   |                               |
|--------------------|--------------------------------|-------------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
|                    | 現状推移<br>g/人・日(t/年)<br>対平成22年度比 | 目標値<br>g/人・日(t/年)<br>対平成22年度比 | 現状推移<br>g/人・日(t/年)<br>対平成22年度比 | 目標値<br>g/人・日(t/年)<br>対平成22年度比 |
| 基準年度<br>(平成22年度)   | 419g/人・日<br>(24,030t/年)        |                               | 220g/人・日<br>(12,609t/年)        |                               |
| 中間目標年度<br>(平成28年度) | 398(22,794)<br>95%             | 351(20,098)<br>84%            | 212(12,122)<br>96%             | 184(10,546)<br>84%            |
| 目標年度<br>(平成33年度)   | 386(22,141)<br>92%             | 293(16,821)<br>70%            | 206(11,807)<br>94%             | 154(8,826)<br>70%             |

※集団資源回収、剪定枝等分は、含まず。

※家庭系排出量は収集量、事業系排出量は直接搬入量とした。

#### 【減量目標の設定】

循環型社会形成推進基本計画の取組目標（平成 12 年度比で目標年度の平成 27 年度において平成 12 年度比 20%以上削減）を参考としつつ、野田市において循環型社会を形成するには、これをさらに上回る削減目標を立てていく必要があるとの審議会議論の結果、市民の理解と協力を得ることを大前提に 30%を削減目標とした。

事業系については、中小零細企業が多いため、単独でごみ減量の仕組みを作ることがなかなか困難であると思われることから、家庭系と同じように 30%を目標とするのが望ましいとの審議会意見により設定した。

表 1 目標値に対する結果のまとめ

| 項目     | 平成 22 年度 | 平成 28 年度             | 平成 33 年度             |
|--------|----------|----------------------|----------------------|
| 総排出量   | 48,989t  | 41,898t<br>(14.5%減少) | 36,185t<br>(26.1%減少) |
| 可燃ごみ   | 30,517t  | 25,524t              | 21,362t              |
| 不燃ごみ   | 6,122t   | 5,120t               | 4,285t               |
| 集団資源回収 | 8,118t   | 6,646t               | 5,896t               |
| 剪定枝等   | 4,232t   | 4,608t               | 4,642t               |
| 再生利用量  | 12,742t  | 13,506t<br>(6.0%増加)  | 12,423t<br>(2.5%減少)  |
| 最終処分量  | 8,934t   | 5,548t<br>(37.9%減少)  | 4,644t<br>(48.0%減少)  |

注：（ ）内は、平成 22 年度比

※ 減量目標値（30%）は、可燃ごみと不燃ごみの合算量について設定

※ 再生利用量には、民間回収を含まない。

表 2 家庭系ごみ量及び事業系ごみの予測結果 (t/年)

| 年度/区分  | 家庭系    |        | 事業系    |        | 合計     |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 実績     | 実績     | 実績     | 実績     | 実績     | 実績     |
| 平成18年度 | 25,016 |        | 13,047 |        | 38,063 |        |
| 平成19年度 | 24,427 |        | 13,098 |        | 37,525 |        |
| 平成20年度 | 24,540 |        | 12,900 |        | 37,439 |        |
| 平成21年度 | 24,278 |        | 12,954 |        | 37,232 |        |
| 平成22年度 | 24,030 |        | 12,609 |        | 36,639 |        |
| 年度/区分  | 現状推移   | 減量化    | 現状推移   | 減量化    | 現状推移   | 減量化    |
| 平成23年度 | 23,735 | 23,374 | 12,576 | 12,265 | 36,311 | 35,639 |
| 平成24年度 | 23,516 | 22,719 | 12,472 | 11,921 | 35,988 | 34,640 |
| 平成25年度 | 23,317 | 22,064 | 12,375 | 11,578 | 35,692 | 33,642 |
| 平成26年度 | 23,128 | 21,408 | 12,283 | 11,234 | 35,411 | 32,642 |
| 平成27年度 | 22,956 | 20,753 | 12,203 | 10,890 | 35,159 | 31,643 |
| 平成28年度 | 22,794 | 20,098 | 12,122 | 10,546 | 34,916 | 30,644 |
| 平成29年度 | 22,646 | 19,442 | 12,054 | 10,202 | 34,700 | 29,644 |
| 平成30年度 | 22,508 | 18,787 | 11,985 | 9,858  | 34,493 | 28,645 |
| 平成31年度 | 22,382 | 18,132 | 11,921 | 9,514  | 34,303 | 27,646 |
| 平成32年度 | 22,256 | 17,476 | 11,864 | 9,170  | 34,120 | 26,646 |
| 平成33年度 | 22,141 | 16,821 | 11,807 | 8,826  | 33,948 | 25,647 |

※資源物は除く

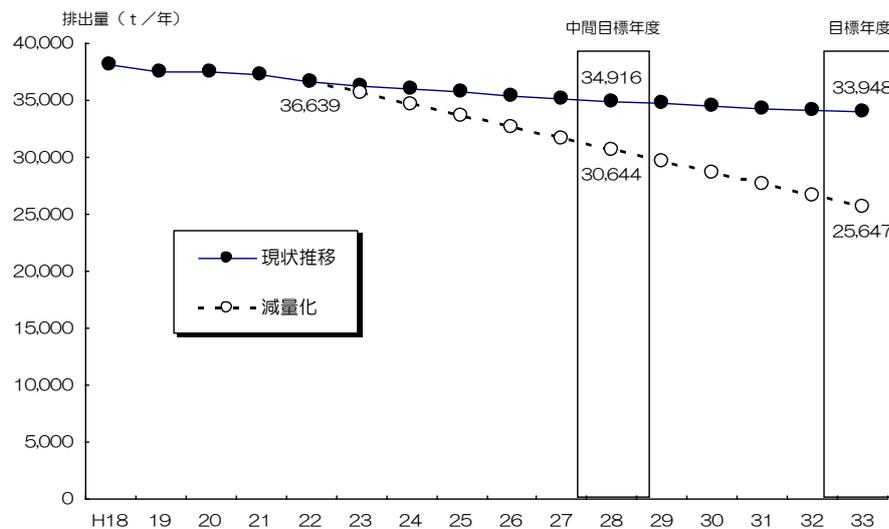


図 2 ごみ量(家庭系ごみ+事業系ごみ)の予測結果

基本方針

～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進

重点施策

排出抑制

- ・排出時の行方を製品など購入時から意識し、排出しない努力が必要
- ・多方面の協力により「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底が必要

- (1) 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底
- (2) ごみ減量による還元制度の見直し
- (3) 水切りの実施
  - 1) 個々で行える水切りの実践
  - 2) 水分減量方法のアイデア募集
  - 3) 水切り用具活用のためのモニター制度の検討
  - 4) 水切り啓発活動の実施
- (4) 食べ残し、調理くずの削減
- (5) 不要なダイレクトメールの拒否
- (6) 簡易包装の推奨
- (7) ノーレジ袋運動の推進

ごみ減量・リサイクルの推進

- ・ごみ処理の3Rに積極的に取組ことが必要
- ・修理して使用【Repair(リペア)】や、使用しないものは断る【Reject(リジェクト)】ことも必要

- (1) 生ごみのリサイクル
  - 1) 生ごみの分別回収・資源化（堆肥化）の早期実施
  - 2) コンポスト利用者との連携
  - 3) ダンボールコンポストの推進
  - 4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大
  - 5) 学校給食における堆肥化の推進
  - 6) 事業所における堆肥化処理の推進
- (2) 紙ごみのリサイクル
  - 1) 紙ごみの分類調査の実施
  - 2) 公共施設への紙類回収箱の設置
  - 3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討
- (3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討
- (4) 資源回収の拡充
  - 1) 民間回収（新聞店など）の活用
  - 2) ごみステーションでの資源回収の実施
  - 3) 資源回収品目の整理・見直し
- (5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置
- (6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し
- (7) 持込みごみ処理手数料の改定
- (8) リサイクル展示場の利用促進
- (9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底
- (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化
  - 1) ごみの減量調査の実施
  - 2) 集団資源回収の拡大
  - 3) 廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化
- (11) 資源回収業者の育成
- (12) 事業系ごみの排出指導

ごみ処理システムの整備・拡充

- ・ごみの現状を再検討し、処理システムの構築を図る
- ・新たな処理システムについて必要に応じて検討の場を設置

- (1) 新清掃工場の建設
- (2) 新不燃物処理施設の建設
- (3) 収集運搬体制の見直し
- (4) 公害防止対策の徹底
- (5) 堆肥センターの活用の推進
- (6) 生ごみ処理施設整備
  - 1) 堆肥化
  - 2) 乾燥
  - 3) 「微生物による生ごみ処理」などによる減容化
- (7) 焼却灰のリサイクル推進
- (8) 最終処分場の建設

環境保全意識の普及啓発

- ・市民、事業者、行政の三位一体によるごみの適正処理
- ・減量・リサイクルに関する施策の立案・実施

- (1) 環境教育の推進
  - 1) 学校給食の生ごみ堆肥化
  - 2) 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度などの設立
  - 3) 副読本の充実
- (2) 環境学習の推進
  - 1) 廃棄物減量等推進員と自治会との連携
  - 2) ごみ処理施設の見学会の実施
- (3) 啓発手法の多様化
  - 1) 広報・指導啓発の強化
  - 2) ホームページ・分別シートなどによる啓発
- (4) グリーン購入の推進
- (5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施
- (6) 緑化の推進（新清掃工場の壁面緑化等）
- (7) 自然エネルギーの活用（新清掃工場の太陽光発電等）
- (8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

(4) 現行計画の中間目標年度の評価

平成 24 年 3 月に策定された現行計画の『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に掲げられた数値目標に対して中間目標年度実績は、次のとおりです。

《1 人 1 日当たりの排出量に換算した推計値の比較》

1 人 1 日当たりの排出量（排出原単位）は、事業系処理対象ごみについては平成 28 年度における減量目標値に対して 18g 少なく目標を達成しております。しかし、家庭系処理対象ごみ及び処理対象ごみ合計については、それぞれ 60g、42g 目標値を超過しています。

| 区 分       | 平成 22 年度<br>基準年度 | 平成 28 年度<br>減量目標値 | 平成 28 年度<br>実績値 | 基準年度に対<br>する減量状況 | 評 価 |
|-----------|------------------|-------------------|-----------------|------------------|-----|
| 家庭系処理対象ごみ | 419g/人・日         | 351g/人・日          | 411g/人・日        | △2.1%            | 未達成 |
| 事業系処理対象ごみ | 220g/人・日         | 184g/人・日          | 166g/人・日        | △24.4%           | 達 成 |
| 処理対象ごみ合計  | 639g/人・日         | 535g/人・日          | 577g/人・日        | △9.8%            | 未達成 |

### 3 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に係る見直し骨子（案）

#### 第1章 基本的事項

##### 第1節 基本計画策定の背景

一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごと、又は計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことや、現計画の減量目標値を達成することが難しい見込みとなっていることから、見直しを行うことを記述する。

##### 第2節 計画の期間

##### 第3節 本計画の位置付け

平成25年4月に、小型家電リサイクル法が施行されたため体系図に追加ほか時点修正

##### 第4節 一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の点検、見直し、評価

#### 第2章 野田市の概況

##### 第1節 人口動態

将来人口は野田市総合計画の人口を採用することを記述するほか平成28年度までのデータに時点修正

##### 第2節 産業の概況

平成26年度経済センサス基礎調査データに時点修正

##### 第3節 将来計画の概況

野田市リサイクルセンターは平成25年3月に稼働したため時点修正

#### 第3章 ごみ処理の現況と課題

##### 第1節 国、県における減量目標値の設定状況

###### 1. 廃棄物処理法における基本方針

平成28年1月に変更された基本方針に時点修正

###### 2. 循環型社会形成推進基本計画

平成25年5月に策定された第3次計画に時点修正

###### 3. 千葉県廃棄物処理計画

平成28年3月に策定された処理計画に時点修正

##### 第2節 野田市のごみ処理の現状

###### 1. ごみ量の推移

平成28年度までのデータに時点修正

###### 2. ごみ組成の特徴

平成28年度までのデータに時点修正

###### 3. 本市のごみの流れ

小型家電回収や、野田市リサイクルセンター等を追記

###### 4. 分別収集及び資源回収等

小型家電回収等を追記

###### 5. 収集・運搬方法

27年度から実施している、粗大ごみの運び出しが困難な高齢者、障がい者等に対し、屋内からの粗大ごみの運び出し収集事業（粗大ごみ運び出し収集事業）を追記

##### 第3節 野田市におけるごみ処理の課題

## 1. 現行計画の評価

中間目標年度（28年度）の実績を記述

- ・事業系処理対象ごみ → 目標達成
- ・家庭系処理対象ごみ、処理対象ごみ合計 → 目標未達成

## 2. 本市におけるごみ処理の課題

以下の12項目について追加実施施策や、推移を時点修正

- (1) 可燃ごみ中の水分及び紙類の削減対策
- (2) 紙類の資源回収効率の向上
- (3) 市民意識の向上
- (4) 市民同士の連携効果
- (5) 事業系ごみの発生抑制対策
- (6) 新清掃工場及び新不燃物処理施設の建設
- (7) 最終処分場の確保
- (8) 家庭系生ごみ堆肥化装置の導入促進
- (9) 堆肥化施設の整備・拡充
- (10) リサイクル展示場の利用促進
- (11) 不法投棄の撲滅
- (12) 高齢者世帯などに対する配慮

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

### 第2節 施策の体系

### 第3節 重点施策

一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）に掲げるに掲げる4つの重点施策55の事業については、前回までの審議経過及びご提出いただいた55項目の事業の見直し票によるご意見を考慮した、たたき台を資料1のとおりお示します。

## 第4節 減量目標とごみ量の予測

### 1. 減量目標値の設定

現計画の減量目標は、以下の状況を勘案し、目標年度である平成 33 年度には基準年度である平成 22 年度に対して 1 人 1 日当たりの排出量の 30%削減を目標として設定している。

#### ① 国、県における減量目標値の設定状況

現計画の削減目標の設定については、循環型社会形成推進基本計画の取組目標（平成 12 年度比で目標年度の平成 27 年度において平成 12 年度比 20%以上削減）を参考としつつ、野田市において循環型社会を形成するには、これをさらに上回る削減目標を立てていく必要があるとの審議会議論の結果、市民の理解と協力を得ることを大前提に 30%を削減目標とした。

事業系については、中小零細企業が多いため、単独でごみ減量の仕組みを作ることがなかなか困難であると思われることから、家庭系と同じように 30%を目標とするのが望ましいとの審議会意見により設定した。

#### ② 新清掃工場建設地の周辺環境への配慮

新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指すこととしている。

表3 基準年度から中間年度までの減量状況

| 年度    | 22 年度  | 23 年度  | 24 年度  | 25 年度  | 26 年度  | 27 年度  | 28 年度  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 減量状況  | 639.24 | 637.29 | 650.51 | 649.47 | 628.94 | 604.19 | 576.76 |
|       | 基準年度   | △0.3%  | 1.8%   | 1.6%   | △1.6%  | △5.5%  | △9.8%  |
| 減量目標※ | 639    | 622    | 604    | 587    | 570    | 552    | 535    |
|       | 基準年度   | △2.7%  | △5.5%  | △8.1%  | △10.8% | △13.6% | △16.3% |

※減量目標は、平成 24 年 3 月に作成した『野田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）』に掲げるごみ排出量削減目標 30%に係る各年度の減量目標です。

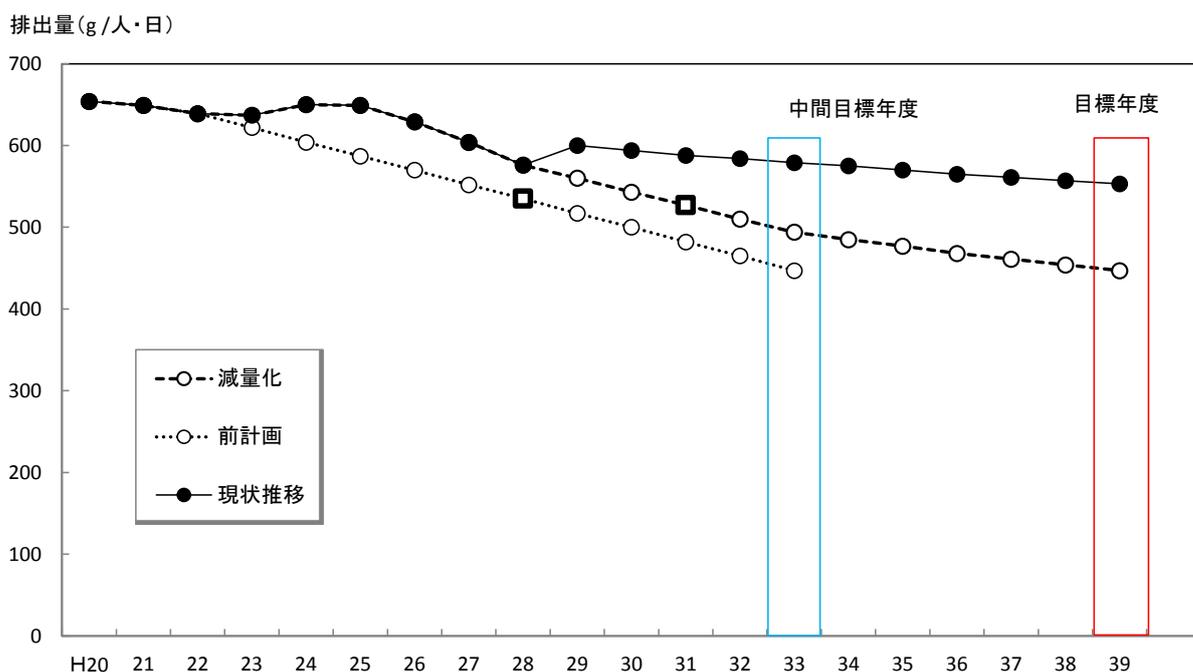
中間年度である 28 年度の減量状況は、基準年度に対し△9.8%となっており、目標年度である平成 33 年度での減量目標の達成は困難な状況となっているため、現在の減量ペースで今後も減量を進めていくことを前提とし、目標年度である 33 年度の 30%の削減目標を変更し 20%としたい。なお、その後も減量を継続することで 39 年度に 30%の減量目標の達成を目指すこととしたい。

なお、新清掃工場の処理能力（95 t/日）との関係では、現行計画では 28 年度に、目標年度を 39 年度とした場合には 31 年度に、想定焼却量をクリアする計画となります。

表4 減量目標の年度別推計結果

排出量 (g/人・日)

| 項目<br>年度 | 現状推移<br>(家庭系) | 現状推移<br>(事業系) | 減量化<br>(家庭系) | 減量化<br>(事業系) | 前計画<br>(家庭系) | 前計画<br>(事業系) | 現状推移 | 減量化 | 前計画 |
|----------|---------------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|-----|-----|
| H20      | 429           | 225           | 429          | 225          | 429          | 225          | 654  | 654 | 654 |
| 21       | 423           | 226           | 423          | 226          | 423          | 226          | 649  | 649 | 649 |
| 22       | 419           | 220           | 419          | 220          | 419          | 220          | 639  | 639 | 639 |
| 23       | 420           | 217           | 420          | 217          | 408          | 214          | 637  | 637 | 622 |
| 24       | 421           | 229           | 421          | 229          | 396          | 208          | 650  | 650 | 604 |
| 25       | 415           | 234           | 415          | 234          | 385          | 202          | 649  | 649 | 587 |
| 26       | 415           | 214           | 415          | 214          | 374          | 196          | 629  | 629 | 570 |
| 27       | 418           | 186           | 418          | 186          | 362          | 190          | 604  | 604 | 552 |
| 28       | 410           | 166           | 410          | 166          | 351          | 184          | 576  | 576 | 535 |
| 29       | 409           | 191           | 395          | 165          | 339          | 178          | 600  | 560 | 517 |
| 30       | 407           | 187           | 380          | 163          | 328          | 172          | 594  | 543 | 500 |
| 31       | 405           | 183           | 365          | 162          | 316          | 166          | 588  | 527 | 482 |
| 32       | 404           | 180           | 350          | 160          | 305          | 160          | 584  | 510 | 465 |
| 33       | 403           | 176           | 335          | 159          | 293          | 154          | 579  | 494 | 447 |
| 34       | 402           | 173           | 328          | 157          |              |              | 575  | 485 |     |
| 35       | 400           | 170           | 321          | 156          |              |              | 570  | 477 |     |
| 36       | 399           | 166           | 314          | 154          |              |              | 565  | 468 |     |
| 37       | 398           | 163           | 307          | 154          |              |              | 561  | 461 |     |
| 38       | 397           | 160           | 300          | 154          |              |              | 557  | 454 |     |
| 39       | 396           | 157           | 293          | 154          |              |              | 553  | 447 |     |



※ ■ は、新清掃工場の施設規模 (95 t/日) の想定焼却量をクリアする年度を示しています。

図3 減量目標の年度別推計結果

## 2. 減量目標に基づくごみ量の予測

今回の審議結果を受け、推計します。

## 第5章 計画策定に当たっての留意事項

### 第1節 施策の実施体制

1. 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築
2. 他の自治体との連携による広域支援体制
3. 災害対策体制の確立
4. 環境マネジメントシステムの導入

### 第2節 地球温暖化防止への配慮

## 3 今後の予定について

次回審議会では、審議結果を受けて計画の素案を決定したいと考えております。

その後、素案については、広く市民の皆さんの御意見をお聞きするパブリック・コメント手続きを実施し、市民意見を反映した基本計画の見直し案について、第5回審議会でご審議いただいた後、答申を頂きたいと考えています。

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策 | 項目                          | 細項目             | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)  | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果  | 市取組<br>状況 | 取組内容   | 委員意見   | 事務局案   |
|------|-----------------------------|-----------------|----|--|---|-----------|--|--|--|
| 排出抑制 | (1)「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底 |                 | 01 | 全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市においてごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果として現れる最も有効な方法です。<br>市としては、この啓発冊子については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用して周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していきます。<br>また、市報・ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図ります。 | 廃棄物減量等推進員が召集する座談会において「ごみの出し方・資源の出し方」を資料として使用し、ルールの徹底を図るとともに、座談会への積極的な参加を呼びかけます。<br>また、外国人向けパンフレットを作成することを求めます。  | 継続<br>実施中 | 啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」については、毎年見直しを行い全世帯に配布するとともに、引き続き、廃棄物減量等推進員が召集する地区座談会への積極的な参加の呼びかけを行い「ごみの出し方・資源の出し方」を資料として使用し、ルールの徹底を図っていきます。<br>市報・ホームページにおいても、ごみの分別方法や資源回収について周知しています。<br>平成29年3月に、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ベトナム語の5種について、「ごみの出し方・資源の出し方」の外国人向けパンフレットを作成し、窓口等での配布を行いました。 | 【林委員・継続】<br>○毎年改訂版を出しており、「30%ごみを減らそう!のだプラン」の実現のためにも、毎年改定内容の周知と、残るごみ減量の「20%達成」について、市民に理解と協力を求める取り組みは必要である。  | 【修正なし】<br>全世帯に配布している啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の記述内容の周知徹底を図り、市民、事業者の確実な実行を促進することは、本市においてごみ処理を行う上で最も重要であり、排出抑制効果が具体的な成果として現れる最も有効な方法です。<br>市としては、この啓発冊子については、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用して周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を強力に推進していきます。<br>また、市報・ホームページなどを利用して、ごみの分別方法や指定ごみ袋の使用などについても、引き続き周知徹底を図ります。 |
| 排出抑制 | (2)ごみ減量還元制度の見直し             |                 | 02 | 排出抑制に努めた市民に対する指定ごみ袋の還元制度(未使用の引換券10枚と資源回収で集めた古紙を使用したトイレトペーパー(6ロール)との交換)については、「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策との関連も考えられ、また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、これらへの影響を検証した上で、制度の見直しを進めます。   | 指定ごみ袋還元制度については、野田市のごみ袋制度の中で、減量への有効な動機づけとなる施策でしたが、還元を受けるために、商店のごみ箱にごみを投棄している・不法投棄や不法焼却をしているという苦情が後を絶たないこと、財政的な負担が大きいこと、君津市でも同制度があったが既に廃止していること等を踏まえ、平成25年度を本制度の最終年度とすることを求めます。<br>なお、不法投棄・不法焼却の問題については、引き続き現地指導と啓発を進めることを求めます。 | 実施済       | 第1次答申により、平成25年度をもって還元施策は廃止しました。  | 【林委員・削除】<br>○事業を廃止したので削除する。  | 【削除】<br>平成25年度をもって還元施策は廃止したため削除する。   |
| 排出抑制 | (3)水切りの実施                   | 1)個々で行える水切りの実践  | 03 | 生ごみの水切りを進めることは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。<br>市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはこれを積極的にPRしていきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。   | 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の中で、個々で行える水切り方法を周知し、引き続き市報や市ホームページ等を通じて呼びかけを行うことを求めます。   | 継続<br>実施中 | 啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」において、「生ごみは水を切って減量化」の記事を掲載するとともに、ホームページにも掲載し、継続して啓発を図っています。また、平成27年度において水切りアイデアを募集し、リサイクルフェアで優秀作品を発表するとともに、市ホームページでアイデアを公開しました。  | 【林委員・継続】<br>○生ごみ減量の大きな影響を持っており、毎年の「野田市ごみの出し方・資源の出し方」、ホームページ、市報などを通じて、市民に理解と協力を求めて行く必要がある。  | 【修正】<br>生ごみの水切りを進めることは、原点処理である排出源での減量につながり、大きな排出抑制効果が期待できます。そのためには、市民による取組が非常に重要です。<br>市民一人一人による水切りの実践が減量に効果的であることから、市としてはこれをPR手法も研究しながら積極的にPRしていきます。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデア募集を行ったり、市民各自による水切りの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討します。  |
| 排出抑制 | (3)水切りの実施                   | 2)水分減量方法のアイデア募集 | 04 | 同上   | 廃棄物減量等推進員が召集する座談会において、積極的にアイデア募集を訴えます。リサイクルフェアにおいて、「水切りアイデア大賞」を用意し、市民の水分減量意識を高めることを求めます。  | 実施済       | 同上   | 【林委員・継続】<br>○アイデア募集は、平成27年度に実施したが、水切りの必要性を市民に認識してもらう必要があるため、隔年でアイデア募集を続ける必要がある。<br>【柴田委員・継続】<br>○水切りアイデアの募集結果の活用方法について、1水切り(水切り道具等で圧搾)、2ネットなどによる自然放置及び新聞紙などへの吸収、3乾燥(天日、風乾)、4堆肥化(コンポスト、EM菌、電動式等)<br>この他インターネットから他都市の情報を取り入れ典型的に整理し、住環境の違いによる適性、市街地、郊外などにも配慮した具体案を作成するのが望まれる。<br>市民への広報例としては、1パンフレット作成配布、2実演付きキャンペーン、3自治会への働きかけ等 | 同上   |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策          | 項目                 | 細項目                       | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)   | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果  | 市取組<br>状況 | 取組内容  | 委員意見   | 事務局案  |
|---------------|--------------------|---------------------------|----|---|---|-----------|---|--|---|
| 排出抑制          | (3) 水切りの実施         | 3) 水切り用具活用のためのモニター制度の検討   | 05 | 同上  | ごみ減量実施施策検討委員会の中で、各種水切り用具について試用しました。モニター制度として取り上げる水切り用具は、現状では見あたりませんでした。引き続きその把握に努めることを求めます。 | 未実施       | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議の検討結果を受け、モニター制度の実施は見合わせませんが、引き続き情報収集に努めます。  | 【林委員・削除】<br>○代表者会議の検討の中でも、妙案はなく、平成27年度のアイデア募集でもこれはというアイデアはなかったもので、No. 03・04の取り組みを通じて効果ある水切りアイデアが見つかった際に検討する。<br>【石原委員・削除】<br>○No. 06の中で水切り用具は出てくるものと思われるので削除で良いかと思えます。 | 同上  |
| 排出抑制          | (3) 水切りの実施         | 4) 水切り啓発活動の実施             | 06 | 同上  | 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の中で、個々で行える水切り方法を周知し、引き続き市報・市ホームページ等を通じて呼びかけを行うことを求めます。                   | 継続実施中     | 啓発冊子「野田市のごみの出し方・資源の出し方」において、「生ごみは水を切って減量化」の記事を掲載するとともに、ホームページにも掲載し、継続して啓発を図っています。また、平成27年度において水切りアイデアを募集し、リサイクルフェアで優秀作品を発表するとともに、市ホームページでアイデアを公開しました。 | 【林委員・削除】<br>○No. 03・04の取組の中で取り組めるので削除する。   | 同上  |
| 排出抑制          | (4) 食べ残し、調理くずの削減   |                           | 07 | 家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を目指していきます。  | 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の中で、食材を買いすぎない、作りすぎない方法を周知し、引き続き市報や市ホームページ等を通じて呼びかけを行うことを求めます。            | 継続実施中     | 平成25年度版「野田市のごみの出し方・資源の出し方」から、食材を買いすぎない、作りすぎないための対策や、不要なダイレクトメールなどの受け取り拒否の方法を周知しています。  | 【林委員・継続】<br>○ごみ減量の観点から「野田市ごみの出し方・資源の出し方」、ホームページ、市報などを通じて、市民に理解と協力を求めて行く必要がある。  | 【修正なし】<br>家庭や学校において、食べ物の大切さやごみ問題などへの意識啓発を行い、食品廃棄物の発生抑制を目指していきます。  |
| 排出抑制          | (5) 不要なダイレクトメールの拒否 |                           | 08 | ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。  | 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の中で、不要なダイレクトメールなどの受け取り拒否の方法を周知し、引き続き市報や市ホームページ等を通じて呼びかけを行うことを求めます。       | 継続実施中     | 同上  | 【林委員・継続】<br>○「野田市ごみの出し方・資源の出し方」、ホームページ、市報などを通じて、市民に理解と協力を求めて行く必要がある。   | 【修正なし】<br>ダイレクトメールは、本人の意思に関係なく送付されることから、不要なダイレクトメールの断り方などを紹介します。  |
| 排出抑制          | (6) 簡易包装の推奨        |                           | 09 | 家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者へ簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。 | 当面、市内のスーパー、小売店等に関連する商工会議所等へ働きかけることを求めます。  | 継続実施中     | 「野田市のごみの出し方・資源の出し方」において、簡易包装をしている店舗の紹介をしています。   | 【林委員・削除】<br>○「野田市ごみの出し方・資源の出し方」のごみ減量協力店一覧で取り扱い店舗を紹介しており、検討課題から削除する。  | 【修正】<br>家庭系ごみの中で大量に排出されている包装紙などの減量化を推進するために、事業者へ簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促します。また、市民に対しては、過剰包装の商品や使い捨ての商品をできるだけ買わないよう奨励します。また、簡易包装実施店舗を紹介します。 |
| 排出抑制          | (7) ノーレジ袋運動の推進     |                           | 10 | レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励します。   | マイバッグ持参が一般化するようなPRが必要です。その一環としてリサイクルフェアにおいて、例えば「風呂敷の使い方講座」の実施や、「エコバッグ」の販売などPRを実施することを求めます。  | 継続実施中     | 市リサイクルフェアにおいて、平成25年度「風呂敷の使い方講座」26年度「マイバッグ・風呂敷普及イベント」を実施しました。エコバッグの販売については、過去から継続して実施中です。<br>「野田市のごみの出し方・資源の出し方」にマイバッグ持参推奨店舗を掲載しています。                  | 【林委員・削除】<br>○「野田市ごみの出し方・資源の出し方」のごみ減量協力店一覧でマイバッグ持参店舗を掲載しているほか、10月のリサイクルフェアでマイバッグ持参の普及を呼びかけている。  | 【修正】<br>レジ袋の削減は、簡単にできる環境に配慮した行動の一つであることから、事業者と連携しマイバッグ運動を奨励するとともに、実施店舗を紹介します。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル      | 1) 生ごみの分別回収・資源化(堆肥化)の早期実施 | 11 | 焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ(厨芥類)について、資源化(堆肥化)を目的とした分別回収の早期実施を目指します。  |   | 未実施       | 本事業の実施は、No. 39の生ごみ処理施設整備に関連するものであり、実施には至っていません。   | 【林委員・新清掃工場建設後】<br>○No. 39のごみ処理システムの整備・拡充の関連するもので、新清掃工場建設後の課題とすべきである。   | 【修正】<br>焼却対象ごみに占める割合の高い生ごみ(厨芥類)について、資源化(堆肥化)を目的とした分別回収の実施を目指します。  |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策          | 項目            | 細項目                         | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)   | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果   | 市取組<br>状況 | 取組内容  | 委員意見   | 事務局案   |
|---------------|---------------|-----------------------------|----|---|--|-----------|---|--|--|
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル | 2) コンポスト利用者との連携             | 12 | 生ごみを堆肥化した製品(コンポスト)は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ(生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ)の構築を目指します。   |  | 未実施       | 本事業の実施は、No. 39の生ごみ処理施設整備に関連するものであり、実施には至っていません。   | 【林委員】<br>○同上   | 【修正なし】<br>生ごみを堆肥化した製品(コンポスト)は、利用者による積極的かつ継続的な活用が不可欠であることから、リサイクルループ(生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ)の構築を目指します。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル | 3) ダンボールコンポストの推進            | 13 | 各家庭で簡単に実施でき、資源化の推進が期待できる家庭でのダンボールコンポストについて、普及啓発の推進を目指します。   |  | 実施済       | 平成28年度にダンボールコンポスト講座の開催アンケートの実施<br>・衛生面、耐久性、使用後のダンボールの処分等に課題があります。   | 【林委員・削除】<br>○平成28年度の30名程度のモニター方式のダンボールコンポスト講座を実施したが、衛生面、耐久性、費用面、容器のダンボールの処理(3カ月程で耐用期限となり年間4個がごみとなる)問題など課題があり、一般への普及は難しい。また、作られた堆肥は自家処理が前提であり、ごみとして処理できないので必要量の堆肥作りが必要となる。  | 【削除】<br>原状では課題も多いため削除する。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル | 4) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大 | 14 | 平成7年度より実施している「家庭用生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、有機野菜などとの交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。 | 現行の助成金制度について、引き続き予算の確保に努めるとともに、「野田市生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、有機野菜などとの交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。 | 一部<br>実施済 | 第3次答申により<br>平成28年度の生ごみ堆肥化装置購入助成金制度の拡充<br>・対象者 一般家庭・事業者<br>・対象装置 コンポスト・機械式・密閉式容器・キユーロ<br>・助成金 容器(購入価格の1/2 限度額10千円) 機械式(購入価格の1/2 限度額30千円) | 【林委員・継続】<br>○コンポスト等の助成金制度の充実を図ってきたが、一般家庭で作られる「堆肥」は自家処理が前提であり、作りすぎた堆肥の回収は、現状ではごみとしての回収はできない。将来堆肥化事業が整備されないと回収できないので検討課題とする。<br>【石原委員・継続】<br>○生ごみ堆肥化装置購入助成金制度が拡充されたことにより活用しやすくなったと思います。特に機械式は、簡単に購入しやすいと思います。今後も予算をアップして交付して欲しい。 | 【修正】<br>平成7年度より実施し、28年度に制度拡充をした「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の更なる推進により生ごみ処理の普及拡大を図ることとし、その際、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証します。また、水分削減とともに分解処理や乾燥処理により減量化した生ごみについては、有機野菜などとの交換制度などの検討を行い、資源化を前提とした更なる排出抑制を目指します。 |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル | 5) 学校給食における堆肥化の推進           | 15 | 学校給食で生じた生ごみの堆肥化を推進し、環境教育の一環としても役立てます。   |  | 継続<br>実施中 | 生ごみ処理機設置数 単独調理校18校中9校(うち4校稼働中)  | 【林委員・継続】<br>○単独調理校9校中4校で生ごみ処理機が稼働中、残る5校の稼働をめざす(9校は集合調理)。   | 【修正なし】<br>学校給食で生じた生ごみの堆肥化を推進し、環境教育の一環としても役立てます。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (1) 生ごみのリサイクル | 6) 事業所における堆肥化処理の推進          | 16 | 生ごみ排出事業者については、有効な減量化対策として堆肥化処理に取り組むよう促します。  |  | 継続<br>実施中 | 第3次答申により<br>生ごみ堆肥化装置購入助成金制度において対象を事業者に拡大しました。   | 【林委員・継続】<br>○生ごみ堆肥化装置購入助成金制度を事業者に拡大している。   | 【修正なし】<br>生ごみ排出事業者については、有効な減量化対策として堆肥化処理に取り組むよう促します。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (2) 紙ごみのリサイクル | 1) 紙ごみの分類調査の実施              | 17 | 排出されている可燃ごみ中の紙ごみについては、更なる資源化を図るため、個人情報の保護に十分に留意した上で、廃棄物減量等推進員を中心とした分類調査の実施を目指します。   | 平成25年2月18日・19日に専門機関により分類調査を実施しました。調査結果は、可燃ごみに含まれる紙類のうち、資源化可能な紙の割合が47%でしたので再資源化するよう求めます。  | 実施済       | 可燃ごみに含まれる紙類の組成調査年度平均値：H27年度45.46%、H26年度53.56%、H25年度51.12%   | 【林委員・終了】<br>○専門調査機関で実施した(可燃ごみに含まれる紙類の割合=H27年度45.5%、H26年度53.6%、H25年度51.1%)。当面調査は終了。   | 【削除】<br>平成25年度から27年度に分類調査を実施したため削除する。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (2) 紙ごみのリサイクル | 2) 公共施設への紙類回収箱の設置           | 18 | 紙類の回収機会を増やすために、公共施設などへの紙類回収箱の設置を目指します。  |  | 未実施       | 公共施設への設置は、利便性はあるものの、集団資源回収に出される紙類を減少させる恐れがあるため、設置は見合わせています。   | 【林委員・削除】<br>○取組内容の通り「利便性も考えられるが、わざわざ持ち込む手間、集団資源回収に出される紙類を減少させる恐れもあるため、設置は見合わせる」との整理を尊重する。  | 【削除】<br>新聞店などが行っている民間回収の実施により排出機会が増えていることや集団資源回収の制度維持のため削除する。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (2) 紙ごみのリサイクル | 3) 使用済み紙おむつのリサイクル方法の検討      | 19 | 本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。   |  | 未実施       | 紙おむつのリサイクルについては、長期的な検討課題です。今後については、国や他の自治体等の動向に注視し、新たな動きがあれば情報提供していきます。また、紙おむつの製造メーカーのリサイクル技術について検証していきます。                              | 【林委員・継続】<br>○長期的課題である。紙おむつ製造メーカーのリサイクル技術を検証していくことが必要である。   | 【修正なし】<br>本市では、高齢化が進行しており、可燃ごみとして排出される紙おむつも増加傾向にあることから、衛生面に十分留意しつつ、リサイクル方法を検討します。  |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策          | 項目                  | 細項目                  | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)  | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果   | 市取組<br>状況 | 取組内容   | 委員意見   | 事務局案  |
|---------------|---------------------|----------------------|----|--|--|-----------|--|--|---|
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (3) 可燃ごみ回収頻度の見直しの検討 |                      | 20 | 生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討します。  |  | 未実施       | 生ごみのリサイクルと併せて検討します。  | 【林委員・継続】<br>○生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加、紙ごみの回収頻度の見直しは、生ごみのリサイクルの検討を行う際に検討する。   | 【修正なし】<br>生ごみ及び紙ごみの回収機会の増加に合わせて、可燃ごみの回収頻度の見直しについて検討します。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (4) 資源回収の拡充         | 1) 民間回収(新聞店など)の活用    | 21 | 資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を推奨していくとともに、ペットボトルのキャップなど新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションでの紙類の回収など、ごみステーションを活用した資源回収の実施を目指します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収します。 | 野田市は昭和53年度から各自治会・団体の協力を得て集団資源回収を推進してきました。資源量に応じて市から自治会・団体に交付される「資源回収助成金」は各自治会・団体の貴重な財源となっていることから、引き続き集団資源回収を推奨し、民間回収(新聞店など)も選択肢のひとつと考え、更なるごみの減量を図ることを求めます。   | 実施済       | 集団資源回収を推奨していきます。民間回収は、選択肢のひとつであると認識していません。入れ歯については、平成25年4月より社会福祉協議会(鶴奉5-1)と関宿福祉センターやすらぎの郷(古布内1944-2)で実施しています。                            | 【林委員・削除】<br>○野田市では現在進めている集団資源回収を推奨するが、資源回収未実施の地域、アパート等での民間回収も選択肢として容認している。入れ歯の回収は社会福祉協議会と関宿福祉センターやすらぎの郷で実施している。              | 【修正】<br>資源回収の拡充策として、新聞販売店などが行っている民間回収を容認するとともに、新たな資源回収品目の追加や、ごみステーションを活用した資源回収の実施も検討します。また、入れ歯回収ボックスを設置して、不要となった金歯や入れ歯を回収します。 |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (4) 資源回収の拡充         | 2) ごみステーションでの資源回収の実施 | 22 | 同上   |  | 未実施       | ごみステーションでの資源回収については、収集コストの問題により実施していません。   | 【林委員・削除】<br>○ごみステーションは面積が狭いので、資源回収を実施した場合、道路にはみ出す恐れが多く交通を妨げる問題があり、実施は困難である。  | 【同上】  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (4) 資源回収の拡充         | 3) 資源回収品目の整理・見直し     | 23 | 同上   | 使用済み小型家電の無料持込回収を平成25年2月の第4日曜日より市内2箇所を開始しました。入れ歯の回収については、平成25年4月より、市内2箇所に回収ボックスを設置しています。ペットボトルキャップの回収については、既にさまざまな場所で回収を行っているため、市で新たに経費をかけて実施すべきものではないと考えます。なお、資源回収品目の整理・見直しについては、国の動向と情勢を踏まえつつ検討することを求めます。 | 一部実施済     | 使用済み小型家電の無料持込回収を平成25年2月の第4日曜日より市内2箇所で開始しました。入れ歯の回収については、平成25年4月より、市内2箇所に回収ボックスを設置しています。ペットボトルキャップについては、廃棄物減量等推進員地区代表者会議の検討結果を受け実施していません。 | 【林委員・継続】<br>○国の動向と情勢を踏まえ検討を進める。  | 【同上】  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (追加) 小型家電回収の促進      |                      |    |  | 使用済み小型家電の無料持込回収を平成25年2月の第4日曜日より市内2箇所で開始しました。   | 新規        | 使用済み小型家電の無料持込回収を平成25年2月の第4日曜日より市内2箇所で開始しました。   |  | 【新規】<br>使用済み小型家電の回収量の増大は、ごみの減量につながることから、様々な機会を利用してPRするとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に取り組みます。                            |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | プロジェクトチーム・専門委員会等の設置 |                      | 24 | 基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。   |  | 実施済       | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議のごみ減量実施施策検討委員会を設置し一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の施策のうち、28項目について具体的な実施方法を検討していただきました。さらに、廃棄物減量等推進員協議会を再び設置して、個別事業の実施方法や実施時期について諮問しました。  | 【林委員・継続】<br>○基本計画の個別施策の実施などを廃棄物減量等推進員地区代表者会議にごみ減量実施施策検討委員会を設けて検討を進めた後、廃棄物減量等推進員協議会を再設置して個別事業の実施方法等の検討を行っており、引き続き同協議会で検討を進める。 | 【修正なし】<br>基本計画による方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図ります。                                |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

| 重点施策          | 項目                           | 細項目                | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)   | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果   | 市取組<br>状況 | 取組内容   | 委員意見  | 事務局案   |
|---------------|------------------------------|--------------------|----|---|--|-----------|--|---|--|
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (6) 指定ごみ袋無料配布数の見直し           | 指定ごみ袋無料配布数の見直し     | 25 | 「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「ごみ減量による還元制度の見直し」施策、「持込ごみ処理手数料の改定」施策、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。 | 1世帯あたり無料交換枚数の過去データを踏まえ、配布枚数の見直しをすることを求めます。<br>なお、紙おむつ対策については継続することとし、今後も配布枚数について引き続き検討することを求めます。<br><br>(見直し案)<br>①単身世帯：20リットル130枚⇒20リットル120枚<br>②2人から4人世帯：30リットル130枚⇒30リットル120枚<br>③5人から7人世帯：40リットル130枚⇒40リットル120枚<br>④8人から10人世帯：40リットル130枚⇒40リットル130枚<br>⑤11人から13人世帯：40リットル130枚⇒40リットル140枚<br>⑥14人以上世帯：40リットル130枚⇒40リットル150枚 | 継続実施中     | 第1次答申により平成26年度から指定ごみ袋無料配布枚数を130枚から120枚へ<br>第4次答申により28年度当初に突出して交換・販売枚数が多く、例年になく枚数の動き方を示していることから、28年度末までの枚数の実績をみたと、29年度に改めて審議します。  | 【林委員・継続】<br>○平成26年度から配布枚数を130枚から120枚へ変更したが、現在、無料配布枚数の見直しを検討しているが、指定袋の交換・販売枚数が増加傾向にある状況を踏まえ、平成29年度の見直しはせず、平成30年度に改めて検討する。<br>【石原委員・継続】<br>○指定ごみ袋の配布枚数の見直しと同時に容量の見直しを含める方が良い。                           | 【修正】<br>「指定ごみ袋無料配布数の見直し」施策は、最も直接的で有効なごみ減量施策ですが、「資源回収の拡充」施策、「生ごみのリサイクル」施策との関連が考えられます。また不法投棄・不法焼却の増加につながることも懸念されることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、配布枚数の見直しを進めます。また、市民要望の強い指定ごみ袋の容量選択制については、平成31年度から導入することとします。 |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (7) 持込ごみ処理手数料の改定             | 持込ごみ処理手数料の改定       | 26 | 本市の持込ごみ処理手数料については、周辺自治体と比較して安価となっています。経済的インセンティブは、事業系ごみの減量効果が期待できることから、関連施策や不法投棄・不法焼却への影響を検証した上で、持込ごみについて処理手数料の見直しを検討します。   | ごみの処理にはお金がかかるという意識を全市民がもつことがごみ減量につながります。近隣市においても無料区分を設けているのは本市と流山市だけであり、平成26年度当初から無料区分を廃止することを求めます。手数料の見直しについては、平成25年3月よりリサイクルセンターが稼働したこと、平成26年7月に閑宿クリーンセンターが稼働停止になることなど、平成24年度の前年度原価計算額をもって手数料見直しの根拠とするには不安定な要素があるため、平成26年度当初での手数料見直しを見送ることとしますが、引き続き検討することを求めます。   | 実施済       | 第2次答申により27年7月より改定持込ごみ処理手数料の見直しについては、事業系ごみの減量効果を最大限に発揮するため、平成25年度のごみ処理経費を基準に受益者負担割合を事業系は100%、家庭系は50%に設定し、持込ごみ処理手数料を次のとおり設定することが必要と判断します。<br>事業系 10kg当たり270円<br>家庭系 10kg当たり135円<br>なお、1日の搬入量が10kg以下の場合の無料規定については、ごみ減量及び費用負担の公平性の観点から廃止すべきと判断します。 | 【林委員・終了】<br>○平成27年度より、事業系10kg当たり270円(改定前150円)、家庭系10kg当たり135円(改定前150円)、1日の搬入量が10kg以下無料の規定を廃止した。  | 【修正】<br>持込ごみ処理手数料については、平成27年7月に改定していますが、引き続き、近隣市の処理手数料の動向にも注視し必要に応じ見直しを検討します。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (8) リサイクル展示場の利用促進            | リサイクル展示場の利用促進      | 27 | リサイクル展示場への来場者が減少していることから、市民にリサイクル展示品のPRを含めた施設の周知徹底を図ります。また、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討します。  | 引き続き、「野田市ごみの出し方・資源の出し方」や市報・市ホームページに掲載し、周知することを求めます。  | 継続実施中     | 「野田市ごみの出し方・資源の出し方」や市報・市ホームページにおいて周知しています。<br>来場者数：H27年度→5,578人、H28年度→5,389人 抽選会参加者：H27年度→2,228人、H28年度→2,370人   | 【林委員・削除】<br>○「野田市ごみの出し方・資源の出し方」、ホームページ、市報などを通じて、市民へ周知しており、引き続き対処していくが、検討課題からは整理する。  | 【修正】<br>リサイクル展示場への来場者は、平成22年度より増加し一定水準を保っていますが、今後も市民にリサイクル展示品のPRを含めた施設の周知徹底を図ります。また、新清掃工場についても、現在のリサイクル展示場の機能を持たせることを検討します。  |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底       | 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底 | 28 | 資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。  | 「野田市ごみの出し方・資源の出し方」の中で、分類についてさらにわかりやすい解説をしていくとともに、地区座談会などで周知徹底を図ることを求めます。   | 継続実施中     | 「野田市ごみの出し方・資源の出し方」の掲載品目やレイアウトについて毎年改善を図るとともに、座談会への積極的な参加を呼びかけます。   | 【林委員・継続】<br>○「野田市ごみの出し方・資源の出し方」の掲載品目やレイアウト及び分かりやすい解説に配慮していく。市民の地域の座談会への積極的な参加で理解を深めてもらう。<br>【石原委員・継続】<br>○推進員として自治会などと連携しながら座談会等の中で報告やお願いを住民にしていますが、末端までは届きません。いかにして周知徹底を図り実施していただくか、終わりのない課題を模索している。 | 【修正なし】<br>資源の分別と出し方については、廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底を図ります。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進 | (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化 | 1) ごみの減量調査の実施      | 29 | 廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図るため、ごみの減量調査の実施や、集団資源回収の拡大について検討していきます。また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。                  | 廃棄物減量等推進員個人の力では限界があるため、代表者会議等の組織と連携し、自治会などへ働きかけることを求めます。   | 継続実施中     | 引き続き、推進員制度の普及拡大を図っていきます。また、代表者会議と連携し自治会へ働きかけていくとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。   | 【林委員・削除】<br>○自治会との連携強化は、廃棄物減量等推進員が自治会長の推薦で任命されており、自治会が廃棄物減量等推進員の活動に対して理解を深めるよう双方の意思疎通が重要である。調査の実施は難しい。  | 【修正】<br>廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図るため、集団資源回収の拡大について検討していきます。また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することと、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図っていきます。                                       |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策           | 項目                           | 細項目                   | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)   | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果                                 | 市取組<br>状況 | 取組内容  | 委員意見  | 事務局案   |
|----------------|------------------------------|-----------------------|----|---|--|-----------|---|---|--|
| ごみ減量・リサイクルの推進  | (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化 | 2) 集団資源回収の拡大          | 30 | 同上  | 廃棄物減量等推進員個人の力では限界があるため、代表者会議等の組織と連携し、自治会などへ働きかけることを求めます。 | 継続実施中     | 同上  | 【林委員・削除】<br>○集団資源回収は、月2回実施が可能だが、当番等の関係で住民の理解と納得が無いと月1回を増やすことは困難と考える。<br>自治会が組織されず資源回収団体で対応しているような地域は、自治会と協力して資源回収の充実を働きかける。 | 同上   |
| ごみ減量・リサイクルの推進  | (10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化 | 3) 廃棄物減量等推進員活動の支援・活性化 | 31 | 同上  | ごみの30%削減のため、自治会連合会と話し合いを進めることを求めます。                      | 継続実施中     | 同上  | 【林委員・継続】<br>○廃棄物減量等推進員が野田市の非常勤特別職公務員に位置付けられ行政と市民とのパイプ役であることを含め、その活動に対する理解を得るために自治会連合会との話し合いを進める。                            | 同上   |
| ごみ減量・リサイクルの推進  | (11) 資源回収業者の育成               |                       | 32 | 集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。  |  | 継続実施中     | 市と再資源化事業協同組合で意見交換の場を設けており、それぞれ改善が可能なものについて改善しています。  | 【林委員・継続】<br>○野田市と再資源化事業協同組合が意見交換の場を設けて、必要な改善を行っているが、引き続き改善について意見交換を継続してもらおう。  | 【修正なし】<br>集団資源回収の継続発展のために、資源回収業者の支援・育成を図ります。   |
| ごみ減量・リサイクルの推進  | (12) 事業系ごみの排出指導              |                       | 33 | 事業用大規模建築物の所有者へ届け出を求めている「減量計画書」の提出率が低いことから、制度の見直しも含めて排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜打ち展開検査などの実施についても検討を行います。  |  | 継続実施中     | 第2次答申により展開検査の実施等による受入指導強化策を実施しました。  | 【林委員・継続】<br>○搬入される事業系ごみの展開検査を実施し、ルール違反の持ち込みごみに対して、受け入れ指導強化策を実施しており、引き続き事業者への指導を進める。   | 【修正】<br>事業用大規模建築物の所有者へ届け出を求めている「減量計画書」に基づく排出指導の徹底を図ります。中小事業所に対しては、市民、行政との3者の連携への積極的な協力を要請するとともに、施設搬入時における抜打ち展開検査などを実施し、指導強化していきます。   |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (1) 新清掃工場の建設                 |                       | 34 | 本市では、関宿クリーンセンターが平成26年7月で稼働停止することが決定しています。一方の野田市清掃工場は、順調に稼働しているものの、老朽化により、早晚建替えが必要な状況です。このような現況を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指します。<br>なお、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。<br>また、建設候補地の選定に当たっては、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の答申に沿って、全市民的見地から選定することとします。 |  | 継続実施中     | 新清掃工場の建設については、環境アセスメント調査の実施にご了解をいただきました第2清掃工場隣接候補地において、地元自治会等に、具体的な調査時期や作業内容等を説明し、ご了解をいただきました。<br>環境アセスメント調査については、28年10月から29年8月頃までの約1年間の予定で現況調査を実施しております。 | 【林委員・継続】<br>○現在、新清掃工場の建設候補地の環境アセスメント調査を実施(平成28年10月から29年8月まで)した後、調査結果を分析したうえで新清掃工場の建設用地を最終決定する予定となっている。                      | 【修正】<br>本市では、関宿クリーンセンターが平成26年3月末日に稼働停止しています。一方の野田市清掃工場は、順調に稼働しているものの、老朽化により、早晚建替えが必要な状況です。このような現況を踏まえ、経済的かつ効率的な処理を行うため、野田市清掃工場と関宿クリーンセンターの両者を一体整備する新清掃工場の早期稼働を目指します。<br>なお、新清掃工場については、建設地周辺の環境保全に十分配慮するため、施設のコンパクト化と公害防止など環境対策の徹底を図るとともに、緑化や自然エネルギーのモデル導入など、低炭素型社会づくりのための拠点としても位置付け、環境学習のセンター機能も備えた施設づくりを目指します。<br>また、建設候補地の選定に当たっては、野田市新清掃工場建設候補地選定審議会の答申に沿って、全市民的見地から選定することとします。 |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (2) 新不燃物処理施設の建設              |                       | 35 | 省略  |  | 実施済       | 平成25年3月 野田市リサイクルセンター稼働開始  | 【林委員・削除】<br>○平成25年3月にリサイクルセンター(目吹)が稼働開始している。  | 【削除】<br>平成25年3月にリサイクルセンターが稼働開始しているため削除する。  |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策           | 項目              | 細項目                   | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)   | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果  | 市取組<br>状況 | 取組内容   | 委員意見  | 事務局案  |
|----------------|-----------------|-----------------------|----|---|---|-----------|--|---|---|
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (3) 収集運搬体制の見直し  |                       | 36 | ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本とし、直営又は委託により行うものとし、新不燃物処理施設及び新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。   |   | 未実施       | 直営及び委託により実施していますが、新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。                                       | 【林委員・新清掃工場建設後】<br>○野田市リサイクルセンター及び新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図る。                                   | 【修正】<br>ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本とし、直営又は委託により行うものとし、新清掃工場の稼働に合わせて、効率的で適正な収集運搬体制の構築を図ります。   |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (4) 公害防止対策の徹底   |                       | 37 | 施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。 |   | 継続実施中     | 大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況について、年2回「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに、ホームページ等により市民に公表しています。 | 【林委員・継続】<br>○現在の取組を継続実施する。  | 【修正なし】<br>施設運用時には、ダイオキシン類などの有害物質の発生を可能な限り低減させるため、厳正な運転管理を行い、公害防止対策の徹底を図ります。なお、大気質や騒音・振動・臭気、ダイオキシン類の測定結果及び施設の運転管理状況については、定期的に「野田市清掃工場等環境保全協議会」に報告するとともに市民に公表します。 |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (5) 堆肥センターの活用推進 |                       | 38 | 生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用を目指します。また、稲わらや竹などの堆肥化の検討を進めます。   | 現在の堆肥センターをごみ減量に積極的に活用していくことを求めます。稲わらについては、堆肥化に向け試作中であるとのことであり、竹についても引続き検討することを求めます。 | 継続実施中     | 冊子「野田市のごみの出し方資源の出し方」や市ホームページにより「みどりの収集受付」等の活用を周知している。市農政課において、稲わらの堆肥化に向け試作・実験中です。            | 【林委員・継続】<br>○現在の取組を継続実施する。改善策も検討する。   | 【修正】<br>生産堆肥の需要市場の動向を踏まえ、現在の堆肥センターの活用を促します。   |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (6) 生ごみ処理施設整備   | 堆肥化                   | 39 | 生ごみの分別収集の実施に向けて、本市にとって最も効果的な生ごみの処理施設整備を目指すため、「堆肥化処理施設」や「乾燥施設」、更には「微生物による生ごみ処理施設」などについて比較検討を行い、最も効果的な施設整備を目指します。                                       |   | 未実施       | 整備場所の確保やコスト面からすぐ実現することが困難  | 【林委員・新清掃工場建設後】<br>○施設整備場所の確保やコスト面から直ぐ実施することは困難である。<br>(新清掃工場建設を最優先する必要があり、新清掃工場建設後に施設の必要性も含め改めて検討する。) | 【修正なし】<br>生ごみの分別収集の実施に向けて、本市にとって最も効果的な生ごみの処理施設整備を目指すため、「堆肥化処理施設」や「乾燥施設」、更には「微生物による生ごみ処理施設」などについて比較検討を行い、最も効果的な施設整備を目指します。                                       |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (6) 生ごみ処理施設整備   | 乾燥                    | 40 | 同上  |   | 未実施       | 同上   | 【林委員】<br>○同上  | 同上  |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (6) 生ごみ処理施設整備   | 「微生物による生ごみ処理」などによる減容化 | 41 | 同上  |   | 未実施       | 同上   | 【林委員】<br>○同上  | 同上  |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (7) 焼却灰のリサイクル推進 |                       | 42 | 現在、本市で推進している焼却灰の一部エコセメント化については、今後も有効利用の観点から継続して推進します。なお、焼却灰のslag化についても必要に応じて検討します。  |   | 未実施       | 震災の影響により『市原エコセメント』が長期休業中のため、焼却灰の持ち込みを休止しています。  | 【林委員・削除】<br>○市原エコセメントが長期休業のため、リサイクルを中止しており、情勢変化を踏まえ対応を検討する。   | 【修正】<br>焼却灰の一部エコセメント化及びslag化については、今後の情勢変化を踏まえ対応を検討します。  |
| ごみ処理システムの整備・拡充 | (8) 最終処分場の建設    |                       | 43 | 最終処分場は、自区内処理を簡潔させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元年度以降、他市の民間処分場に依存しています。本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっておりますが、今後も引き続き確保に努めます。                      |   | 未実施       | 未確保であり、引き続き、確保に努めています。   | 【林委員・継続】<br>○困難な状況であるが引き続き確保に努める。   | 【修正なし】<br>最終処分場は、自区内処理を簡潔させるためには必要な施設ですが、本市では、平成元年度以降、他市の民間処分場に依存しています。本市は、周囲を河川に囲まれ、優良農地が多く存在していることから、その確保が困難な状況となっておりますが、今後も引き続き確保に努めます。                      |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策        | 項目            | 細項目                       | NO | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)  | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果  | 市取組<br>状況 | 取組内容   | 委員意見   | 事務局案   |
|-------------|---------------|---------------------------|----|--|---|-----------|--|--|--|
| 環境保全意識の普及啓発 | (1) 環境教育の推進   | 学校給食の生ごみ堆肥化               | 44 | 未来を担う子どもたちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子どもたちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。   |   | 継続実施中     | 生ごみ処理機設置数 単独調理校18校中9校(うち4校稼働中)   | 【林委員・継続】<br>○No. 15と同じ   | 【修正なし】<br>未来を担う子どもたちの環境保全意識の高揚を図るため、副読本を充実させ、見えないところで自発的に環境美化を実践した児童・生徒の表彰を行い、子どもたちを発信源とした家庭、地域における環境美化意識の向上などを図ります。   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (1) 環境教育の推進   | 環境美化を実践した児童・生徒への表彰制度などの設立 | 45 | 同上   |   | 継続実施中     | 毎年リサイクルフェアにおいて、ごみ減量化・再資源化ポスター展を実施し、優秀賞作品を市長が表彰しています。また、翌年の「ごみの出し方資源の出し方」で作品を掲載しています。 | 【林委員・継続】<br>○現在の取組を継続する。   | 同上   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (1) 環境教育の推進   | 副読本の充実                    | 46 | 同上   |   | 継続実施中     | 小学校で清掃工場の見学、中学校公民の教科書で日本と米国の食品廃棄物量と世界食糧援助量について学習しています。                               | 【林委員】<br>○同上<br>【東山委員・継続】<br>○代表者会議でプロジェクトチームを立ち上げ、小中学校への出張授業等で分別等で説明する機会を学校と検討する。   | 同上   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (2) 環境学習の推進   | 1) 廃棄物減量等推進員と自治会との連携      | 47 | 最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置づけることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。 | ごみの30%削減のため、自治会連合会と話し合いを進めることを求めます。                               | 継続実施中     | 座談会の開催等、自治会と推進員と行政の3者で連携していく。  | 【林委員】<br>○同上   | 【修正なし】<br>最も身近な地域コミュニティの場である自治会を中心として環境保全意識の普及啓発を図るため、例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置づけることを推奨するなど、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点としても位置付け、見学会の実施などを進めます。 |
| 環境保全意識の普及啓発 | (2) 環境学習の推進   | 2) ごみ処理施設の見学会の実施          | 48 | 同上   | ごみ減量問題の理解を深めるため、引き続き施設見学会を実施していくとともに、見学会について積極的に周知することを求めます。      | 継続実施中     | 施設見学会について推奨していく。   | 【林委員】<br>○同上<br>【東山委員・継続】<br>○地区座談会に施設見学(清掃工場・リサイクルセンター)及び近隣市町村の施設を含めて計画する。<br>1市バス(ふれあい号、サブ8号)を利用する。<br>2清掃計画課で年間通じて日程を決めて地区へ募集を募る。<br>3推進員が地域住民を募集する(企画・募集・運営) | 同上   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (3) 啓発手法の多様化  | 1) 広報・指導啓発の強化             | 49 | 市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。  | 引き続き、市報・市ホームページで広報していくとともに、公共施設でのポスター掲示などの新たな広報手段もあわせて進めることを求めます。 | 継続実施中     | 市報、市ホームページ、冊子「ごみの出し方・資源の出し方」を活用した周知を実施している。  | 【林委員】<br>○同上   | 【修正なし】<br>市報などを中心とした従来型の広報・指導啓発の強化を図るとともに、ホームページの活用、分別シートなどの作成・配布、製造メーカーや流通企業への働きかけなど、より多くの市民に環境保全意識の普及を図るため、啓発手法の多様化を進めます。  |
| 環境保全意識の普及啓発 | (3) 啓発手法の多様化  | 2) ホームページ・分別シートなどによる啓発    | 50 | 同上   | 引き続き、市報・市ホームページで広報していくとともに、新たな啓発手段もあわせて検討することを求めます。               | 継続実施中     | 同上。新たな啓発手法については引き続き検討していく。   | 【林委員・継続】<br>○現在の取組を推進する。新たな啓発手法については引き続き検討していく。  | 同上   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (4) グリーン購入の推進 |                           | 51 | 市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。なお、事業者にも同様の取組を促していきます。   | グリーン購入については、引き続き市において推進することを求めます。また、商工会議所等へ働きかけることを求めます。          | 継続実施中     | グリーン購入については、市で推進していく。  | 【林委員・継続】<br>○市で推進していく。   | 【修正なし】<br>市は、グリーン購入法に基づき、環境負荷の少ない製品の購入に取り組みます。また、再利用・資源化された製品の購入に努めます。なお、事業者にも同様の取組を促していきます。   |

一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)55項目の事業施策一覧(見直し案)

資料1

| 重点施策        | 項目                           | 細項目 | NO  | 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)  | 廃棄物減量等推進員地区代表者会議<br>検討結果   | 市取組<br>状況 | 取組内容  | 委員意見  | 事務局案   |
|-------------|------------------------------|-----|-----|--|--|-----------|---|---|--|
| 環境保全意識の普及啓発 | (5) 催事におけるごみの減量・リサイクルの実施     |     | 5 2 | 事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進めます。  | リサイクルフェアにおいて新しい取組みをすることを求めます。その他の催事においても、ごみの30%削減のためのPRをすることを求めます。 | 継続<br>実施中 | リサイクルフェアにおいて、平成25年度「風呂敷の使い方講座」26年度「マイバッグ・風呂敷普及イベント」27年度「水切りアイデア募集」28年度「牛乳パックリサイクル講習会」を実施しました。 | 【林委員・継続】<br>○リサイクルフェアにおいて、ごみ減量・リサイクルに関連する催しを開催、PRする。  | 【修正】<br>事業実施者との協議により、催事におけるごみの減量・リサイクルの実施を進めます。また、毎年実施しているリサイクルフェアについては、一定の啓発効果はあるが状況の変化に応じた内容やPR方法の検討を行います。   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (6) 緑化の推進(新清掃工場の壁面緑化)        |     | 5 3 | 新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。  |  | 未実施       | 新清掃工場の整備に合わせ検討・実施します。   | 【林委員・新清掃工場建設後】<br>○新清掃工場の整備に合わせて検討・実施する。  | 【修正なし】<br>新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点として位置付けるため、壁面の緑化を推進します。  |
| 環境保全意識の普及啓発 | (7) 自然エネルギーの活用(新清掃工場の太陽光発電等) |     | 5 4 | 自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とします。   |  | 未実施       | 新清掃工場の整備に合わせ検討・実施します。   | 【林委員・新清掃工場建設後】<br>○新清掃工場の整備に合わせて検討・実施する。  | 【修正なし】<br>自然エネルギーの活用を推進し、新清掃工場を環境教育、環境学習の拠点とします。   |
| 環境保全意識の普及啓発 | (8) 市民、事業者、行政の3者の連携強化        |     | 5 5 | 基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。 |  | 未実施       | 廃棄物減量等推進審議会委員構成に野田商工会議所、野田市関宿商工会、PTA協議会、自治会や廃棄物減量等推進員の代表をご推薦いただき、連携と交流を図っています。                | 【林委員・継続】<br>○生ごみの堆肥化を推進しているスーパーマーケット・コンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるような市民・事業者・行政の3者連携の場の設定を検討する。 | 【修正なし】<br>基本方針である『～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進』を図るため、生ごみの堆肥化を実施しているスーパーマーケットやコンビニエンスストア等の事業者との情報交換や協力ができるよう、定期的に市民、事業者、行政の3者が連携できる場を設定するなど、環境保全意識の共有化による3者の連携強化を進めます。 |

## ディスポーザー設置に係る県(市)の考え方

野田市の公共下水道汚水は、江戸川左岸流域関連公共下水道に接続しており、江戸川第二終末処理場で処理されています、この流域下水道を管理する千葉県が平成 14 年 11 月にディスポーザーの使用を条件付きで公式に認めたことから、野田市においても同様に制限つきで平成 18 年 4 月から設置使用を認めています。

また、平成 18 年 2 月には県で機械排水処理タイプのディスポーザー排水処理システムも条件付きで認めています。

ディスポーザー排水処理システムには、粉碎した生ゴミを処理する方法として、生物式と機械式があります。

[生物式] 浄化槽のような処理槽の中で微生物によって分解して液体として排水する

[機械式] 機械的な装置で固体と液体を分離し、液体のみを排水する。(固体は乾燥させて燃えるごみとして処分)

ディスポーザー排水処理システムは、設置費用が高額であること、さらに維持管理費用もかかることから野田市内で設置しているのは、マンションでは 1 棟のみで、一戸建てでは、設置事例はありません。